

## 平成28年1月以降の児童扶養手当に係る個人番号の利用について

平成28年1月から、児童扶養手当の事務では個人番号(マイナンバー)を利用します。

これに伴い、申請書類に本人・児童・扶養義務者等の個人番号の記入が必要なものがあります。また、個人番号を記入した書類を提出する際には、申請者本人の『個人番号を確認できる書類』や『身元確認書類』の提示が必要です。これらの手続きは、申請者本人が行う必要があります。

### 【認定請求書】(新規に申請するとき・転入したときなど)

記入する個人番号	→	本人・児童・扶養義務者や配偶者
提示が必要な書類	→	個人番号を確認できる書類 と 身元確認書類

### 【額改定請求書】(対象児童が増えたときなど)

記入する個人番号	→	児童
提示が必要な書類	→	身元確認書類

### 【支給停止関係届】(同居者の構成が変わったとき、所得が変わったときなど)

記入する個人番号	→	扶養義務者や配偶者
提示が必要な書類	→	身元確認書類

#### 個人番号を確認できる書類とは

右のいずれか1つ	<input type="checkbox"/>	個人番号カード(裏面)
	<input type="checkbox"/>	個人番号通知カード
	<input type="checkbox"/>	個人番号が記載された住民票の写し
	<input type="checkbox"/>	個人番号が記載された住民票記載事項証明書

#### 身元確認書類とは

右のいずれか1つ (写真、氏名及び生年月日又は住所が確認できるもの)	<input type="checkbox"/>	個人番号カード(表面)
	<input type="checkbox"/>	運転免許証
	<input type="checkbox"/>	運転経歴証明書(平成24年4月1日以降の交付年月日のもの)
	<input type="checkbox"/>	旅券(パスポート)
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳
	<input type="checkbox"/>	療育手帳
	<input type="checkbox"/>	在留カード
	<input type="checkbox"/>	特別永住者証明書
	<input type="checkbox"/>	官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって、通知カードに記載された氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、本人の写真を貼り付けたもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る)
<input type="checkbox"/>	民間機関等が発行した身分証明書であって、通知カードに記載された氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、本人の写真を貼り付けたもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る)	

#### または

右のいずれか2つ (住所、氏名及び生年月日又は住所が確認できるもの)	<input type="checkbox"/>	健康保健証
	<input type="checkbox"/>	国民年金手帳
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当証書
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当証書
	<input type="checkbox"/>	官公署の発行した書類であって、通知カードに記載された氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの
<input type="checkbox"/>	個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者が発行した書類であって、通知カードに記載された氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの	

※ 上記の確認書類の他にも「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」およびその施行令、施行規則に定めのある書類でも手続きは可能ですが、確認書類に適合するか個別に確認が必要のため、処理にお時間をいただきます。待ち時間短縮のため、上記の書類の提示をお願いいたします。